

現場説明書（業務委託）

施工年度	令和8年度	業種	建設コンサルタント
業務名	山陰終末処理場汚泥処理機械設備調査業務		
実施場所	下関市大字垢田字洞の上		
入札（見積合せ）執行場所	下関市上下水道局 山陰終末処理場管理棟2階会議室		
委託期間	着手の時期： 年 月 日 完成の時期： 令和8年12月11日		
入札（見積）条件	別紙「入札条件（業務委託）」のとおり		
契約保証金	納付（契約金額の100分の10以上。ただし、契約保証金の納付に代えて業務完了保証人を立てることができる。）		
契約の条件	下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）、下関市上下水道局工事等一般競争入札実施要領（平成17年2月13日制定）及び下関市上下水道局工事等請負契約入札心得（平成17年2月13日制定）による。		
契約書約款	業務委託契約書のとおり		
指示事項	別紙「指示事項（業務委託）」のとおり		
業務委託内容	<p>（委託概要）</p> <ul style="list-style-type: none">・機械設備調査、診断 1式・報告書作成 1式・設計協議 1式 <p>（業務委託説明時に掲示するその他の図書）</p> <ul style="list-style-type: none">・特記仕様書・設計図・設計書・設計計算書等		
質問への回答	回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。		

入札条件（業務委託）

1 入札に当たっての留意事項

入札参加者は、入札公告、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、以下の事項に留意して入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書及び入札用業務委託費内訳書（以下「設計図書等」という。）に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

(1) 異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を総務課契約係へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

(3) 回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金又は業務完了保証人

落札者は、現場説明書（業務委託）において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者

- ア 受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 管理技術者は、設計図書に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- ウ 管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

(2) 照査技術者

- ア 受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。
- ウ 照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

6 入札用業務委託費内訳書（金抜き設計書）

- 業務委託の実施に当たっては、業務委託契約書の規定による照査を行うこと。
- 入札用業務委託費内訳書の数量については、参考数量として取り扱うこととする。

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託共通仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- (1) 受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくなつた場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用に出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。
濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。
土砂の崩壊、流出防備に努めること。
周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。
周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。
埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。
周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

令和8年度

山陰終末処理場汚泥処理機械設備調査業務

仕 様 書

下関市上下水道局

目 次

第1章 総 則	1
1. 業 務 の 目 的	1
2. 仕 様 書 の 適 用 範 囲	1
3. 費 用 の 負 担	1
4. 法 令 等 の 遵 守	1
5. 中 立 性 の 保 持	1
6. 秘 密 の 保 持	1
7. 公 益 確 保 の 義 務	1
8. 提 出 書 類	1
9. 管 理 技 術 者 及 び 技 術 者	2
10. 工 程 管 理	2
11. 成 果 品 の 審 査	2
12. 引 渡 し	2
13. 関 係 官 公 庁 等 と の 協 議	2
14. 証 明 書 の 交 付	2
15. 疑 義 の 解 釈	2
第2章 業 務 一 般	3
1. 協 議 打 合 せ	3
2. 使 用 す る 基 準 等	3
3. 業 務 上 の 疑 義	3
4. 業 務 の 資 料	3
5. 参 考 資 料 の 貸 与	3
6. 参 考 文 献 等 の 明 記	3
第3章 業 務 項 目	4
1. 調 査 の 実 施	4
2. 診 断 の 実 施	4
3. 報 告 書 作 成	6
第4章 照 査	7
1. 照 査 の 目 的	7
2. 照 査 の 体 制	7
3. 照 査 事 項	7

第5章 提出図書	8
1. 提出図書	8
第6章 準拠すべき図書	9
1. 準拠すべき図書	9
別紙1 「特記事項」	
別紙2 「対象設備一覧表」	
別紙3 「対象施設位置図」	

第1章 総 則

1. 業務の目的

本調査業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、別紙2「対象設備一覧表」の設備について、現在の施設状態の把握（健全度評価）をするために必要な調査を実施し、その結果をもとに診断（健全度評価/劣化予測）及び対策の必要性の検討等を行い、今後の改築方法の検討に必要な資料の作成を行うことを目的とする。

2. 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い実施しなければならない。ただし、特別な仕様については、別紙1「特記事項」に定める仕様に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の調査に必要な機材や安全対策及び検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約書に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

着手時

- ① 工程表
- ② 管理技術者届
- ③ 照査技術者届

完了時

- ① 完了届
- ② 納品書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

受注者は、業務の実施にあたり、次の技術者を配置しなければならない。

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

10. 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を監督職員に提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査

- (1) 受注者は、成果品完成後に監督職員の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12. 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

13. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

15. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者協議の上、これを定める。

第2章 業 務 一 般

1. 協議打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をつと記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せ時に必ず出席しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者は監督職員と必ず打合せを行い、議事録を作成し内容を明確にして、そのつと相互に確認しなければならない。

2. 使用する基準等

業務に当たっては、本市の指定する図書及び本仕様書第6章の準拠すべき図書に基づき、行わなければならない。

3. 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

4. 業務の資料

業務を実施するに当たっての資料等はすべて提出図書に明記して、整理し提出しなければならない。

5. 参考資料の貸与

業務を実施するに当たり、本市が保有する資料については可能な限り所定の手続きによって貸与する。

6. 参考文献等の明記

業務に文献、その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すると共に必要に応じてその写しを添付すること。

第3章 業務項目

1. 調査の実施

別紙2「対象設備一覧表」の設備について、健全度の評価に必要な調査を実施する。

なお、別紙2「対象設備一覧表」の調査単位欄において、「部品」とあるのは主要部品単位での調査、「設備」とあるのは設備単位での調査を行うことを原則とするが、詳細は協議による。

- (1) 調査の実施に当たっては、維持管理業者と調整を行い、調査計画書を作成し提出すること。
- (2) 調査項目については、あらかじめ監督職員と協議のうえ、健全度の評価に必要な項目を設定すること。また、同種の設備であっても、能力、材質、形式、環境等により異なる場合があるため、個別の調査項目を設定すること。
- (3) 調査の実施にあたっては、測定装置による測定値や後からでは確認できない箇所等の写真撮影を行うこと。
- (4) 調査の実施において、機器の発停操作等が必要な場合は、その作業及び復帰作業は原則として本市が行う。
- (5) 目視にて調査が困難な場合については、軽微な分解、カメラ調査及びその他必要な方法等により調査を行うこと。

2. 診断の実施

調査結果に基づき、設備の劣化状況を把握して診断を実施し、5～7年程度における修繕及び改築が必要な設備を選定する。

(1) 診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、調査項目ごとに判定基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断（健全度評価/劣化予測）結果に基づき、対策の必要性を検討する。

(ア) 診断（健全度評価/劣化予測）

- ① 診断は、調査項目ごとに判定基準を設定し、五感や測定装置等による調査結果と判定基準との比較・検討により行うこと。
- ② 判定基準については、あらかじめ監督職員と協議のうえ、診断に必要な判定基準を設定すること。また、同種の設備であっても、能力、材質、形式、環境等により異なる場合があるため、個別の調査項目ごとに判定基準を設定すること。
- ③ 診断にあたっては、本市にて作成している診断表の活用及び業務にて設定した調査項目ごとの判定基準により行うこと。
- ④ 診断にあたっては、過去の維持管理情報の収集、維持管理業者へのヒアリング及びメーカーへのヒアリング等を踏まえて行うこと。
- ⑤ 健全度の評価にあたっては、その方法や基準を明確にし、判定者による評価に差異が生じないようにすること。
- ⑥ 設備単位の健全度評価は、目視等の調査による設備の現在の状態から、設備単位で設定した判定基準を基に劣化状況を総合的に評価し、健全度を算出する。次に、得られた健全度から措置方法を決定する。

主要部品単位の健全度評価は分解調査等による主要部品の現在の状態から、主要部品ごとに設定した判定基準を基に判定する。その後、判定結果を用いて、主要部品単位における劣化状況を総合的に評価し、健全度を算出する。次に得られた健全度から措置方法を決定する。

なお、劣化状況を数値化し改築の必要性を判断するための指標としての健全度は「表2-1 設備単位の健全度」、「表2-2 主要部品単位の健全度」のとおりとする。

表2-1 設備単位の健全度

健全度	運転状態	措置方法
5 (5.0~4.1)	設置当初の状態、運転上、機能上問題ない。	措置は不要。
4 (4.0~3.1)	設備として安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	措置は不要。 消耗部品交換等。
3 (3.0~2.1)	設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態。 機能回復が可能。	長寿命化対策や修繕により機能回復する。
2 (2.0~1.1)	設備として機能が発揮できない状態、または、いつ機能停止してもおかしくない状態等。 機能回復が困難。	精密調査や設備の更新等、大きな措置が必要。
1	動かない。 機能停止。	ただちに設備更新が必要。

表2-2 主要部品単位の健全度

健全度	運転状態	措置方法
5 (5.0~4.1)	部品として設置当初の状態、運転上、機能上問題ない。	措置は不要。
4 (4.0~3.1)	部品の機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	措置は不要。 要観察。
3 (3.0~2.1)	部品として劣化が進行しているが、部品の機能は確保できる状態。 機能回復が可能。	修繕により機能回復する。
2 (2.0~1.1)	部品として機能が発揮できない状態で、設備としての機能への影響がでている。または、いつ機能停止してもおかしくない状態等。 機能回復が困難。	交換が必要。
1	著しい劣化。 設備の機能停止。	ただちに交換が必要。

- ⑦ 調査結果に基づき、判定基準による診断を行い、現在の健全度を評価し劣化予測を行うこと。
- ⑧ 健全度の評価後、対策の必要性を判断する前に、調査結果等の資料を整理し監督職員の確認を受け、疑義がある場合には必要により再調査を行うこと。

(イ) 対策の必要性

診断結果（健全度評価及び劣化予測）に基づき、5～7年程度の対策の必要性を判断する。

(2) 対策範囲の検討

診断結果（健全度評価及び劣化予測）に基づき、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定し、修繕と判定された設備については、概算費用を算出する。なお、修繕か改築かの判定に加え、設備の重要度等を考慮して、5～7年程度の対策範囲を設定する。

(3) 長寿命化対策検討対象設備の選定

対策範囲の検討において、改築と判定された設備について、長寿命化対策検討対象設備の選定を行う。

基本的には長寿命化対策検討対象設備とするが、設置からの年数が著しく経過し、明らかに状態が悪く機能回復が困難な場合、主要部品の入手が困難な場合、陳腐化や旧式化等により、これ以上長寿命化を図っても非効率である場合等には長寿命化対策検討対象設備の対象外とする。

3. 報告書作成

業務で収集した資料、調査・診断結果、各種検討資料等を整理し、報告書として取りまとめる。

第4章 照 査

1. 照査の目的

受注者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2. 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3. 照査事項

受注者は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 調査の実施（調査計画、調査項目の設定、調査方法、調査結果）に関する照査
- (3) 診断の実施（判定基準の設定、健全度評価、診断結果）に関する照査
- (4) 報告書の内容に関する照査

第5章 提出図書

1. 提出図書

提出すべき成果品とその部数は、次のとおりとする。なお、表紙、背表紙ともに業務番号、業務名、完成年度、発注者、受注者を必ず記載し、直接印刷したものとする。

また、業務番号の決定、成果品の作成にあつてはその編集方法について、あらかじめ監督職員と協議すること。

- | | | | |
|---|----------------|-----------------------|----|
| ① | 業務報告書 | (A4判 金文字黒表紙製本、バインダー式) | 2部 |
| ② | 電子成果品 | (CD-R又はDVD-R) | 1式 |
| ③ | その他監督職員が指示するもの | | |

※ 電子データの種類については、監督職員と協議すること。

第6章 準拠すべき図書

1. 準拠すべき図書

業務は、次に掲げる図書（最新版）に準拠して行うものとする。これらの図書以外に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。

- ・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ・下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）

特記事項

1、調査業務の対象施設

(1) 対象施設

(1) 名称	山陰終末処理場	
(2) 位置	下関市大字垢田字洞の上	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 処理方式	水処理	標準活性汚泥法＋ステップ流入式多段硝化脱窒法
	汚泥処理	濃縮＋消化＋脱水 → 場外搬出
(5) 能力 (m ³ /日)	全体計画処理能力	68,100
(6) 供用開始年月	平成2年4月	

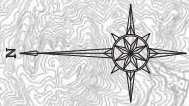
(2) 作業内容

作業内容	備考
1.調査の実施	
2.診断の実施	
3.報告書作成	
4.照査	
5.設計協議	中間打合せ 2回

対象設備一覧表（令和8年度）

※経過年数は2026年時点

資産番号	番号	処理区	施設名	工種	大分類	中分類	小分類	資産名称	概略仕様	取得年数	経過年数	管理方法	調査単位	製造業者	業者型番	製造番号
30105070202004	3105	山陰	山陰終末処理場	機械	汚泥処理設備	汚泥濃縮設備	汚泥ポンプ	濃縮汚泥ポンプNo.1	無閉塞型汚泥ポンプ	1990	36	状態	設備	(株)荏原製作所	100ULKGM	RL47323_1/2
30105070202004	3106	山陰	山陰終末処理場	機械	汚泥処理設備	汚泥濃縮設備	汚泥ポンプ	濃縮汚泥ポンプNo.2	無閉塞型汚泥ポンプ	1990	36	状態	設備	(株)荏原製作所	100ULKGM	RL47323_2/2
30105070401001	3155	山陰	山陰終末処理場	機械	汚泥処理設備	汚泥洗浄タンク設備	汚泥かき寄せ機	1次洗浄タンク汚泥かき寄せ機No.1		1991	35	状態	設備	(株)荏原製作所	CLB-090CS	W-910047
30105070403001	3157	山陰	山陰終末処理場	機械	汚泥処理設備	汚泥洗浄タンク設備	汚泥ポンプ	2次洗浄タンク洗浄汚泥ポンプNo.1	一軸ネジ式 6m ³ /min	1991	35	状態	設備	兵神装備(株)	NE50	58706
30105070403002	3158	山陰	山陰終末処理場	機械	汚泥処理設備	汚泥洗浄タンク設備	汚泥ポンプ	2次洗浄タンク洗浄汚泥ポンプNo.2	一軸ネジ式 6m ³ /min	1991	35	状態	設備	兵神装備(株)	NE50	58707
30105070403003	3159	山陰	山陰終末処理場	機械	汚泥処理設備	汚泥洗浄タンク設備	汚泥ポンプ	消化汚泥ポンプNo.1	一軸ネジ式 6m ³ /h	1992	34	状態	設備	兵神装備(株)	NE50	58707
30105070403004	3160	山陰	山陰終末処理場	機械	汚泥処理設備	汚泥洗浄タンク設備	汚泥ポンプ	消化汚泥ポンプNo.2	一軸ネジ式 6m ³ /h	1992	34	状態	設備	兵神装備(株)	NE50	58707



対象施設 位置図



山陰終末処理場